



厚生労働省福島労働局 発表

平成 29 年 10 月 25 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 安田 幸次
主任監察監督官 穴戸 敦
電話 024(536)4602

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

一過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へー

福島労働局（局長 島浦幸夫）では、12月2日（土）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を郡山市にて開催します。

過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図るこのシンポジウムは、福島県内では初めての開催となります。

シンポジウムの概要は下記のとおりです。

シンポジウムの概要

- 1 日 時：平成 29 年 12 月 2 日（土） 14:00～16:00（受付 13:30～）
- 2 場 所：ビッグパレットふくしま 3 階 小会議室 2,3
（郡山市南二丁目 52 番地） 【定員 80 名 申込先着順】
- 3 主 催：厚生労働省
- 4 後 援：福島県
- 5 協 力：過労死等防止対策推進全国センター、
全国労災を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議
- 6 主な内容：(1)基調講演 広瀬俊雄 医師
(2)事件報告 太田伸二 弁護士
(3)行政の取組説明 福島労働局
(4)遺族からの声

■□■参加申込について□■□

Webからの申し込みは <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo> をご覧ください。
FAX (03-6264-6445) での申し込みも可能です。

◇◆◇問い合わせ先 株式会社プロセスユニーク

電話:03-6264-6433 E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

福島会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

平成29年12月2日(土)

14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

ビッグパレットふくしま 3階
小会議室2, 3

(福島県郡山市南二丁目52番地)

[定員] 80名

参加
無料

主催: 厚生労働省

後援: 福島県

協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国労災を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ

STOP!
過労死

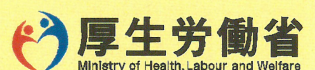
毎年11月は
「過労死等防止啓発月間」です。

労働者の皆さん

心身の不調に気づいたら、
周囲の人や専門家に相談を。

事業者の皆さん

労働者の方々が相談しやすい
環境づくりが必要です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

過労死等とその防止への理解を深めましょう。



「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。国民一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死とその防止に対する理解を深めて、「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

事業主の取組

Q 過労死等を防止するために、事業主が取り組むべきことは？

A 労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守などです。

【過労死等防止のための取組】

- ◎長時間労働の削減
- ◎過重労働による健康障害の防止
- ◎働き方の見直し
- ◎職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ◎職場のパワーハラスメントの予防・解決
- ◎相談体制の整備等



事業主の取組

Q 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A 時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、

週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 働き過ぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A 事業者は労働者の健康づくりに向けて積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

事業主の取組

労働者の取組

Q 働き方はどのように見直せばよいですか？

A 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っって計画的な年次有給休暇の取得などに取り組ましましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 心の健康を保つために取り組むべきことは？

A 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

事業主の取組

労働者の取組

Q 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組むべきことは？

A 事業主はトップによるメッセージの打ち出しや職場内のルールづくりに取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。



事業主の取組

労働者の取組

Q 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A 労働者は自身の不調に気がついたら、周囲の人や専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



◎詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索

